

松阪市農地情報バンク

松阪市農地情報バンクとは？

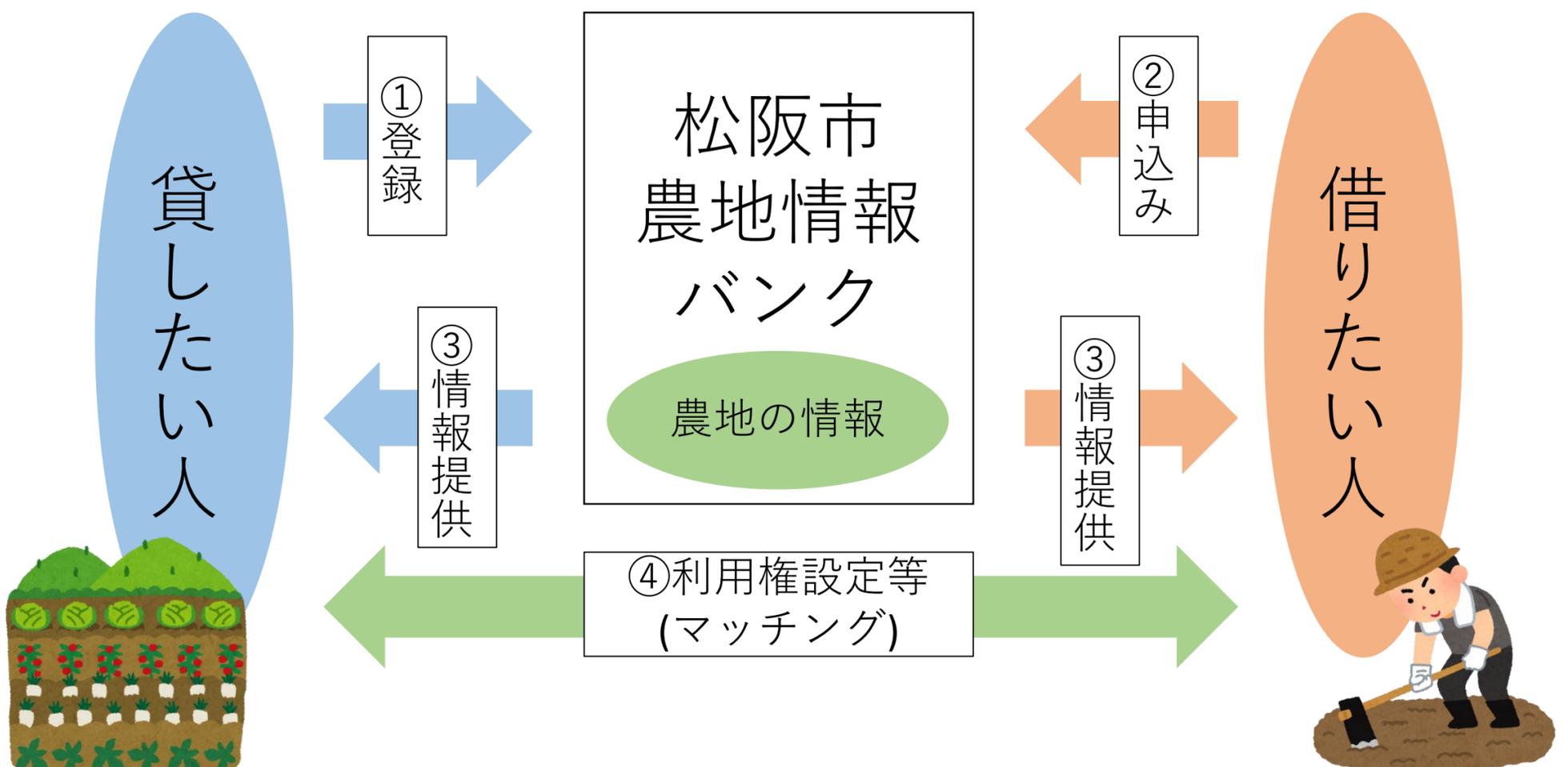
農地の貸借希望等の情報を収集し、新規就農希望者や農家に情報提供を行うものです。

例えば・・・

- ・本格的に農業をやりたいけど、農地がない
- ・農地はあるが、自分で耕作できない

こんなときは松阪市農地情報バンクにご相談ください！
詳しい内容は裏面をご覧ください。

～松阪市農地情報バンクの流れ～



問い合わせ先

農地を貸したい場合：松阪市農業委員会 0598-53-4137

農地を借りたい場合：松阪市農水振興課 0598-53-4116

北部農林水産事務所 0598-48-3818

西部農林水産事務所 0598-46-7114

農地を貸したい人（農地所有者）

【登録できる農地の要件】

- ・ 農地として貸し出すこと
- ・ 貸付時に所有権以外の権利が設定されていないこと
- ・ 農地の所有者が複数人の場合、過半数の同意があること

【留意事項】

- ・ 借り手が見つかるまでの間、維持管理は所有者が行ってください。
- ・ 登録した農地について、必ず借りたい人が見つかる保証はありません。
- ・ 登録期間は、登録した翌日から3年間となります（更新可）。

農地を借りたい人（農地利用希望者）

【利用できる要件】

- ・ 継続的に農業経営を行う見込みがある方
- ・ 現在、農業者であり経営規模拡大する意向がある方

マッチング成立



利用権設定等

利用権設定等の手続きは、当事者間で調整していただきます。

【留意事項】

- ・ 基本的に農地の貸し借りを対象とします。
- ・ 当該農地に関する契約条件の交渉などについて、農業委員会・松阪市は直接関与しません。



申請書の提出先

- | | |
|--------------------|--------------|
| 農地を貸したい場合：松阪市農業委員会 | 0598-53-4137 |
| 農地を借りたい場合：松阪市農水振興課 | 0598-53-4116 |